

平成 28 年度技術士第一次試験のご案内

日本木材学会技術士小委員会

1 技術士とは

「技術士」の資格は国家資格（文部科学省管轄）です。技術士は次の資質と能力が備わっていることを国によって認められた高級技術者です。

- ・豊富な実務経験
- ・技術的専門知識
- ・高度の応用能力
- ・高い技術者倫理

2 技術士になるには

第二次試験（筆記試験と口頭試験）に合格し、技術士として登録する必要があります（図1）。通常は、第一次試験を受験・合格し、実務経験が7年以上あれば、翌年には第二次試験を受験できます。

技術士制度と試験の詳細は、日本技術士会のホームページ（<http://www.engineer.or.jp/>）でご確認ください（過去問題も閲覧できます）。

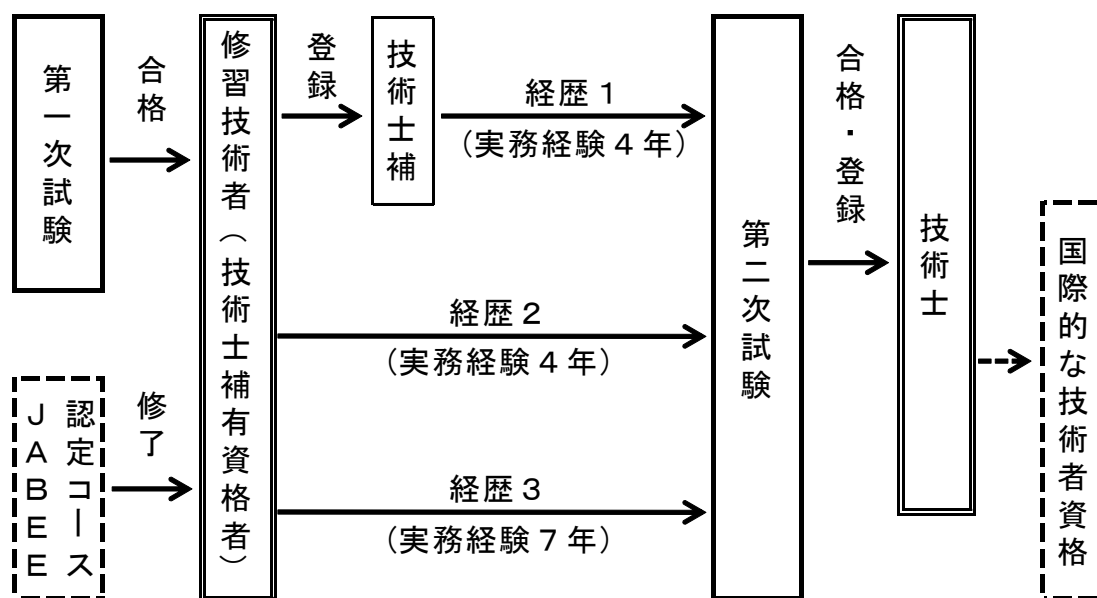


図1 技術士試験の流れ

注) 経歴3の実務経験には第一次試験受験前の経歴も算入可。大学院も2年まで経歴に算入可。

3 選択科目「林産」について

3.1 森林部門の選択科目「林産」

技術士の専門分野は 20 部門あり、さらに第二次試験ではより専門的な分野を選択科目として一つ選びます。森林部門には、林業、森林土木、林産、森林環境の 4 つの選択科目があります。

現在のところ、選択科目「林産」は特用林産を重視した出題がされています。

3.2 選択科目の統廃合問題

技術士試験については、受験者の少ない選択科目の統廃合が検討されています。木材利用の社会的気運の高まりに反し、選択科目「林産」は統廃合が検討されています。

このことを懸念し、2013 年より日本木材学会員の有志が技術士試験の情報提供と選択科目「林産」の受験奨励を行い、受験者数の確保に努めてきました。(図 2)。技術士も続々と誕生しております。2016 年 1 月には、木材学会に技術士小委員会が設置され、受験支援や技術士の活用等に関する活動を行っています。

選択科目「林産」の統廃合問題については、結論がでておりません。特用林産を専門とする方は、早期の受験をお勧めします。

表 1 専門部門と選択科目

技術部門	選択科目数
1 機械部門	10
2 船舶・海洋部門	3
3 航空・宇宙部門	3
4 電気電子部門	5
5 化学部門	5
6 繊維部門	4
7 金属部門	5
8 資源工学部門	3
9 建設部門	11
10 上下水道部門	3
11 衛生工学部門	5
12 農業部門	7
13 森林部門	4 (林業, 森林土木, 林産, 森林環境)
14 水産部門	4
15 経営工学部門	5
16 情報工学部門	4
17 応用理学部門	3
18 生物工学部門	3
19 環境部門	4
20 原子力・放射線部門	5
21 総合技術監理部門	
1~20の選択科目 小計	96

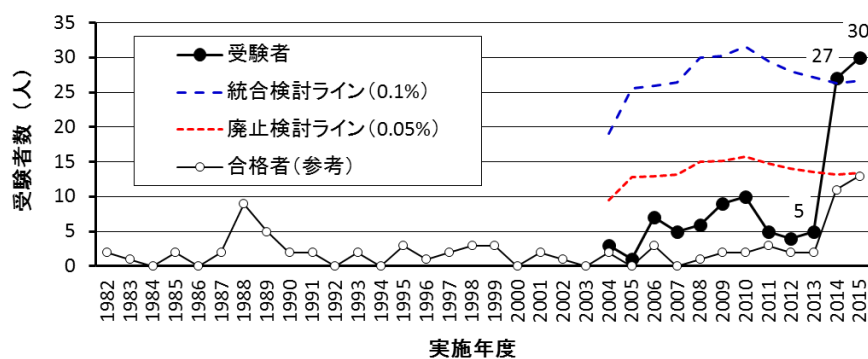


図 2 技術士（林産選択）の受験者の推移

注) 統合検討ライン、廃止検討ラインは、それぞれ全部門の受験者に対する割合。

4 技術士の活用について

林産を選択した技術士の活用について林野庁に問い合わせたところ、木材産業課から次の回答がありました。

- ・木材産業課では、補助事業・委託事業の採択に当たって、技術士（森林部門－林産）の参画を重要視している。応募される際、実施団体の中に技術士の有資格者がいる場合には、申請者の属性の「有資格者」欄に「技術士（森林部門－林産）」と明記して頂きたい。
- ・建築・土木等、国民の生命・財産に直接関わる構造物の材料を開発・製造する企業・大学・試験研究機関等の職員においては、技術者倫理を重視する「技術士」資格の積極的な取得を期待する。

5 平成 28 年度技術士第一次試験

選択科目「林産」を存続させるには、受験者数を継続的に確保しなければなりません。是非、皆様の受験をお願い致します。

次のとおり、今年度の技術士第一次試験の申込みが近く行われます。第一次試験はマークシート方式で、問題の難易度は大学卒業程度です。過去問題が日本技術士会のホームページで公開されていますし、問題集や参考書も市販されています。申込み関係の書類も同ホームページで入手できます。

表 2 平成 28 年度技術士第一次試験の日程

平成28年度技術士試験	受験申込受付期間	試験日
第一次試験	6月20日～7月1日	10月9日(日)

※詳細は、日本技術士会のホームページ(<http://www.engineer.or.jp/>)をご参照ください。

6 受験情報の提供

ご希望の方には受験に参考となる情報を提供致します。技術士試験の概要や受験体験資料等をお求めの方は、電子メールにて下記へご連絡ください。

件 名 技術士情報希望
宛 先 日本木材学会 技術士小委員会委員 柴田直明
メールアドレス nsbt-mt2@snow.plala.or.jp

以上